UNITIKA
We Realize It!

ユニファイヤーガード スーパーミニ

耐火スクリーン 危害防止措置対処

エレベーター区画用

エレベーター前に最適！遮炎・遮煙認定を取得した、

軽量・コンパクトな持上げ式耐火スクリーン。

UNITIKA ユニチカ設備技術株式会社
SETSUBI

耐火スクリーンだから実現した

軽量・コンパクトと安全性を両立。

耐火スクリーンとは、シリカクロスを使用した防火・防煙シートシャッター。
「ユニファイヤーガード スーパーミニ」は長年の経験と技術の蓄積を開発に活かした、
コンパクトな持上げ式耐火スクリーンです。
軽量で簡単に持上がるため、車椅子の方やお子様でも容易に脱出可能。
はさまれ事故の危険性も軽減し、安全性にも優れています。

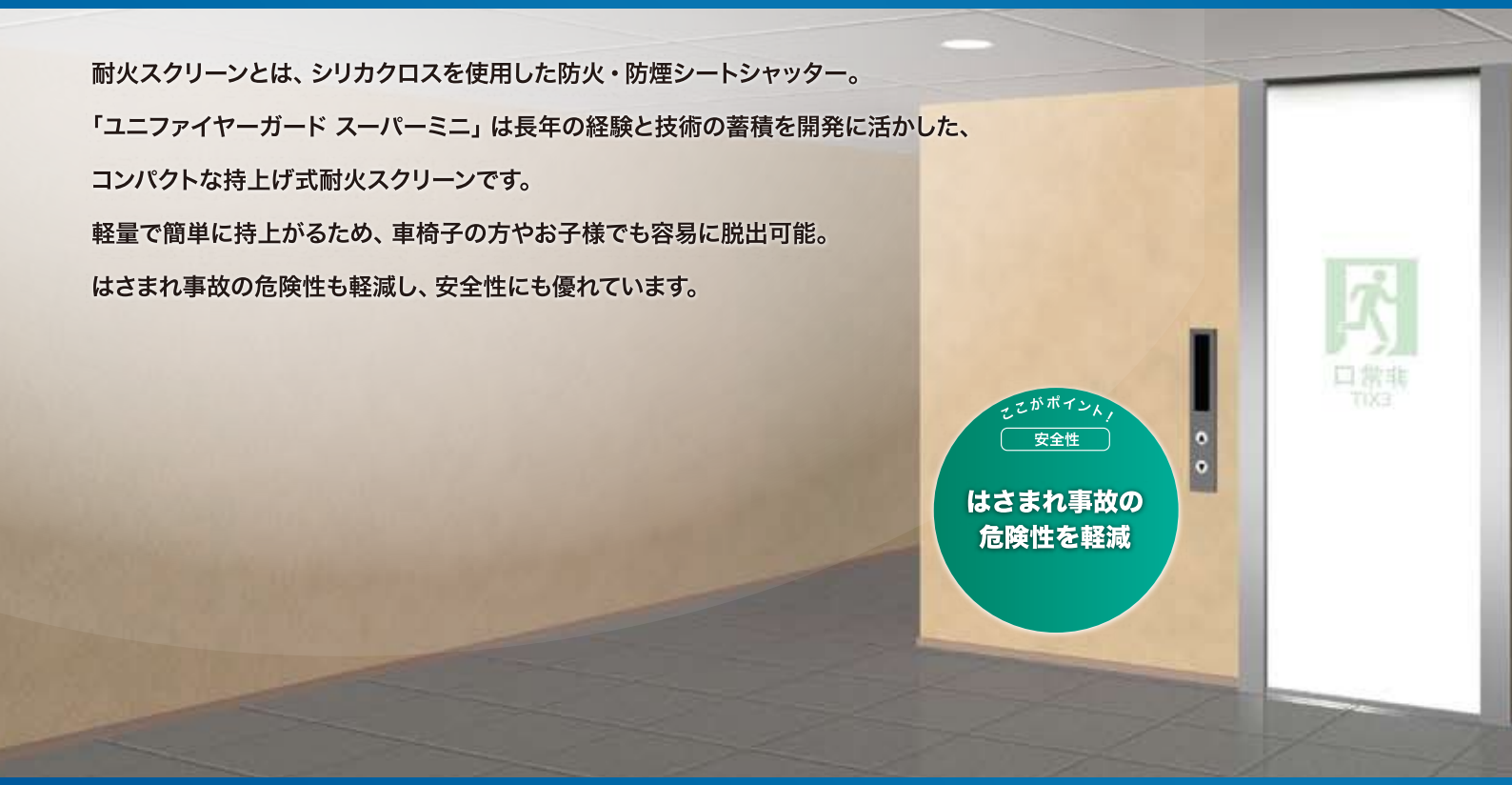

Light weight &Compact

軽量・コンパクト

お子様でも簡単に操作可能なミニタイプの持上げ式のシートシャッターです。

1. シャッターユニットを極限に小さくした軽量でコンパクトな製品。電動駆動部がなく、自重降下専用。
2. 持上げ開放力は、「50N」(約 5kgf) 以下の軽い力で開放させることが可能。
3. 開放帯を引き上げることにより、車椅子の方やお子様でも容易に脱出することができる。
4. 3 ユニットの簡単な部品構成で取付が非常に簡単。工期短縮を実現。

車椅子の方やお子様でも
容易に脱出可能

High Safety

安全性

事故や災害時における“人への安全性”に徹底的にこだわりました。

1. 独自の着床ストッパー機構により、座板の浮上りを完全に防止し、確実な防煙を実現。
2. エレベーター避難階への適用はもちろん、昇降ロビーを含めた空間の防火・防煙区画にも対応。
3. スチールシャッターに比べ、大変軽量で柔軟性があり、危険性が軽減。
4. 危害防止措置対処により、安全性に優れている。

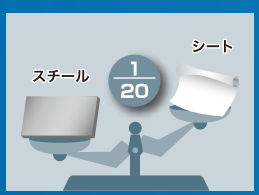

スチールシャッターに比べ軽量

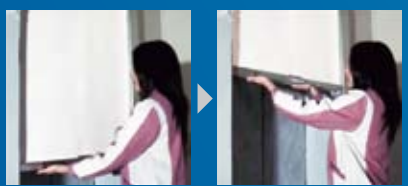
軽いので簡単に
持上げられる

耐火スクリーン ユニファイヤーガード スーパーミニ

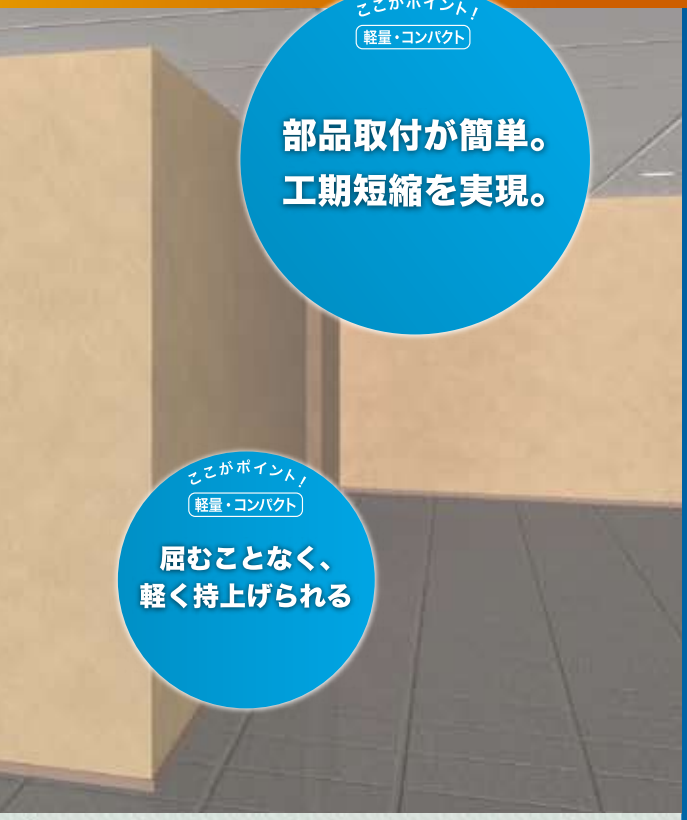

ここがポイント！
軽量・コンパクト

**部品取付が簡単。
工期短縮を実現。**

ここがポイント！
軽量・コンパクト

**屈むことなく、
軽く持上げられる**

作動順序

駆動部

■露出納まり

袖出しタイプ（標準）

前出しタイプ

■天井納まり

袖出しタイプ（標準）

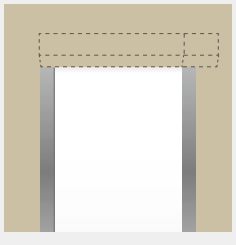

前出しタイプ

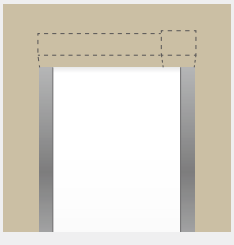

高性能なシリカクロスを採用！

シート部分は、特殊なガラス長繊維でできたシリカクロスを膜材に使用。スチールシャッターと同等以上の優れた耐火性能を有し、スクリーン裏面の表面温度はスチールシャッターより200℃※以上低くすることが可能。さらに気密性が高く、防煙シャッターと同等以上の遮煙性能があります。また、軽量で柔軟性に優れており、扱いやすい素材です。　※当社調べ

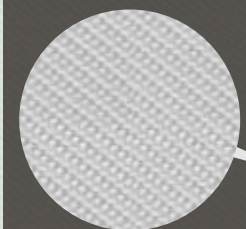

シリカクロス

1,000℃の熱に約2時間耐えられます

大臣認定

認定番号	認定区分	関係法令
EA-0344	特定防火設備	建築基準法施行令第112条第1項
CAT-0650	防火設備の作動性能等（面積区画）	建築基準法施行令第112条第14項第一号
CAS-0651	遮煙性能を有する防火設備の作動性能等（竪穴区画）	建築基準法施行令第112条第14項第二号

※建築基準法施行令改正（平成17年12月1日）に伴う危害防止措置義務に対応しております。

設計範囲

項目	開口幅（W）	開口高さ（H）
設計範囲（mm）	650～800	500～2,400
	801～1,000	500～3,000
	1,001～2,000	500～3,900

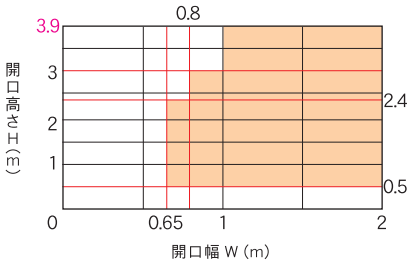

仕様

◆シート	特殊樹脂コーティングシリカクロス（厚さ0.7mm）
◆作動、操作方法	自動閉鎖作動：連動制御盤等からの信号（DC24V）
	手動閉鎖：ワイヤー強制
	避難脱出：持上げ式
◆ガイドレール・座板・まぐさ	材質：ステンレス、スチール
◆避難開き力性能	防火設備の開閉力試験基準50N（約5kgf）以下の開き力確認済み
◆用途	昇降ロビーを含むエレベーター前区画、防火・防煙区画
◆標準仕上色（全艶）	〈ステンレス〉 〈スチールの標準色:日本塗料工業会標準見本帳番号〉 SUS-HL　22-85B　19-80A　22-80D　19-40D ※実際の色とは異なります。（錆止仕上品、減艶仕上品も可） ※塗装は室内設置を前提としており、耐酸、耐塩害の特殊仕様ではありません。

設置区画

●空間を隔てて正面に設ける場合

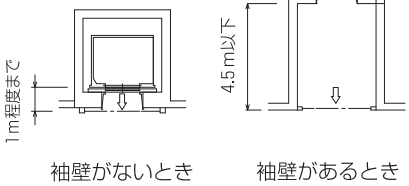

●昇降ロビーの片側に設ける場合

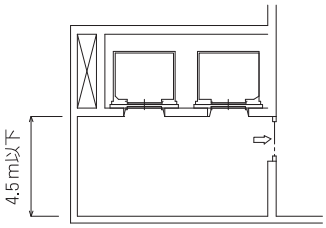

●昇降ロビーの両側に設ける場合

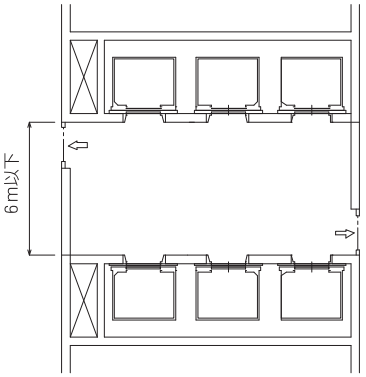

■設置上の注意事項

1. 常時開放式の防火防煙設備に限定して使用してください。（室内専用、用途外使用の禁止）
2. スクリーン内外の圧力差が30Paを超える場所には使用しないでください。
3. 落下物、倒壊物等によりスクリーンを破損させる恐れのある場所に使用しないでください。
4. 油、水蒸気、風雨、有機ガス、危険物等スクリーンに影響を及ぼす恐れのある場所に使用しないでください。
5. 当該防火設備は、通常の避難に供する部分には設置できませんのでご注意ください。

納まり参考図

駆動部袖出しタイプ

※本図は右駆動です。
（左駆動の場合は対称となります。）

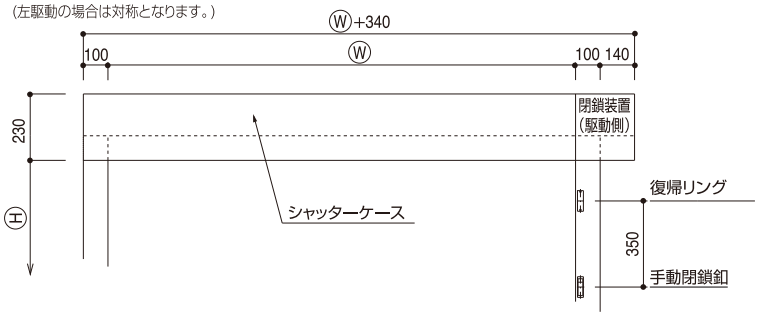

ケース露出納まり例

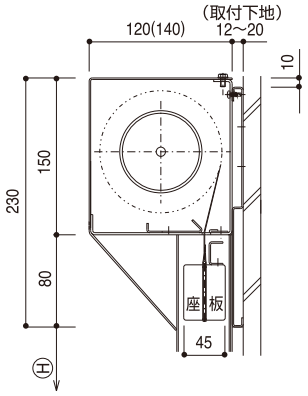

※開口高さが3mを超えた場合は（　）内の寸法となります。

駆動部前出しタイプ

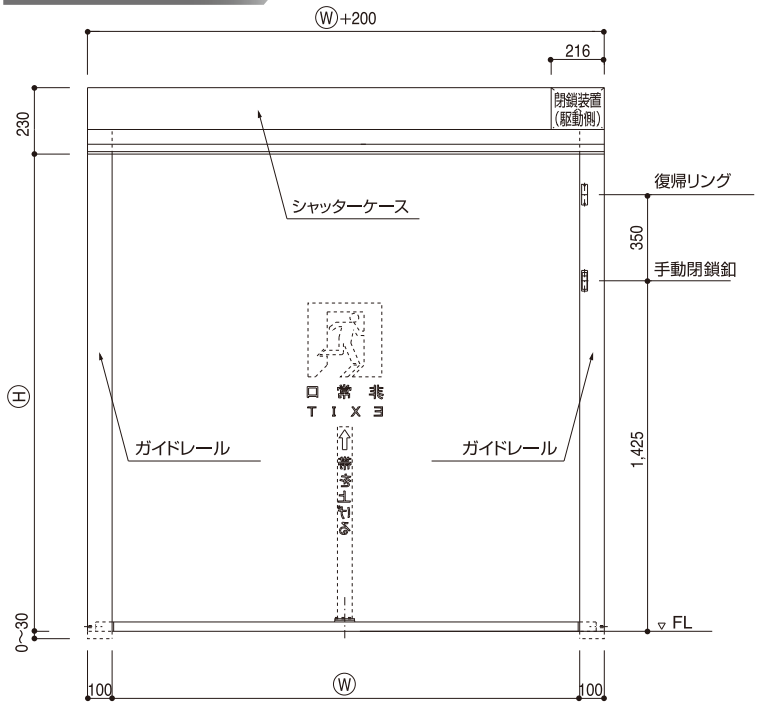

ケース天井内納まり例

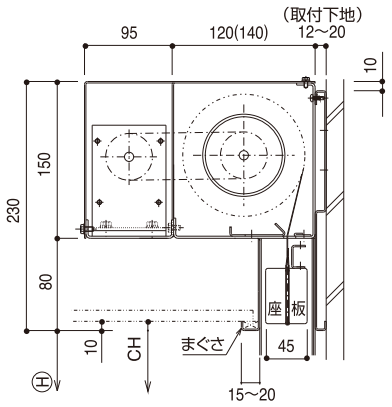

※開口高さが3mを超えた場合は（　）内の寸法となります。

1.シャッターケースの納まりには、露出納まりと天井内納まりがあります。
2.本体は駆動部袖出しタイプと駆動部前出しタイプがあります。
3.手動閉鎖装置および復帰リングは、機能上駆動側のガイドレールへの取付となります。
4.手動閉鎖鈕および復帰リングは、ガイドレールの見付側と見込側のどちら側にも取付可能です。
5.天井内納まりの場合はメンテナンスのための点検口を設けてください。
6.設置時、本体の周辺には50mm以上の作業スペースを設けてください。
7.スクリーンが降下する位置に三方枠、インジケーター、昇降鈕等の干渉物が無いようご注意ください。

ガイドレール詳細

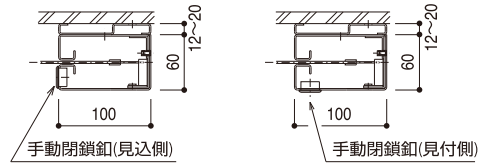

結線参考図

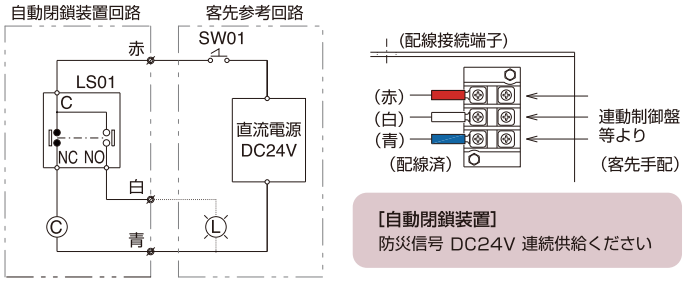

[自動閉鎖装置]
防災信号 DC24V 連続供給ください

1.記号説明
C　：自動閉鎖装置電磁コイル
LSO1：自動閉鎖確認用マイクロスイッチ
SW01：自動閉鎖装置動作開始用スイッチ
L　：自動閉鎖確認用表示灯

2.自動閉鎖装置動作
(1) SW01 "ON"でスクリーン降下開始と同時に確認表示灯点灯
(2) スクリーンを復帰の時、SW01を"OFF"にしてください。

メンテナンス（定期点検）契約のおすすめ

適切な定期点検をしない場合には、次のような危険が発生する恐れがあります。
●部品の劣化、変形、摩耗により万一、耐火スクリーンが落下した場合には、生命にかかわる人身事故の恐れがあります。
●火災時に自動的に閉鎖せず延焼が拡大すると、大切な財産が失われ、最悪の場合には煙や炎で人命が危険にさらされます。
●故障の場合修理費用が増大し、修理期間が長引く恐れがあります。
●民法第717条において、建物の所有者、占有者は、建物の維持管理に瑕疵（欠陥）があって、これにより他人に損害を与えると、責任を負わなければならないとされています。
●建築基準法、消防法において、防火・防煙シャッター等は点検が義務付けられています。建物にこられるお客様、従業員、関係ご家族全ての人々の尊い生命を火災から守るため、建物の用途規模等により管理（点検）が求められています。

※耐火スクリーンは、延焼を防ぐ防火性能と、有害な煙の流出を一定以下に抑える遮煙性能を備えています。
※耐火スクリーンの機能・性能をより確実に発揮させるためには、日常の正しい取扱いや自主点検およびメーカー等による定期点検が必要です。
※定期点検には専門知識と高度な技術が必要です。故障や破損、不慮の事故を防ぐため、定期点検契約の締結をお願いします。

製品保証について

■保証期間
保証期間は〔お引渡し日〕より1年間です。
■保証内容
1. 取扱説明書、その他注意事項に従った正常な使用状況下において、保証期間内に発生した設計、製作、施工（弊社施工の場合に限る）上に起因した不具合は、下記に例示する適用除外事項を除き、無償で調整、修理または部品の交換をいたします。
   なお、故障、損壊の内容により多少外観変更を伴うことがありますのでご了承願います。
2. 故障中、あるいは修理期間中の運転休止により発生した損害は免責とさせていただきます。

■保証を適用しない事項
保証期間内においても、次の場合は免責とさせていただきます。この場合、修理、部品の交換等は有償で対応させていただきます。
1. 天災、その他の不可抗力（火災、地震、水害、台風、地盤沈下、盗難等）による故障・損壊・事故等
2. 自然現象や使用環境に起因する故障・損壊・事故等
   （結露、凍結、異常高温、振動、共鳴音、煙害、塩害、排気ガス害、粉塵・砂塵害、小動物の害等）
3. 弊社の手配によらない他社の加工、組立、施工、管理、修理、改造、メンテナンス等に起因する故障・損壊・事故（他社施工分からの波及不具合含む）
4. 弊社の関知しない改造、修理等による故障・損壊・事故等
5. 建築躯体の変形など、弊社製品以外の不具合に起因する故障・損壊・事故等
6. 実用化されている科学や技術では予測、予防が困難な現象および、それにより生じた不具合
7. カタログ等に記載された商品仕様の限度を超えて使用したことによる故障・損壊・事故等
8. 通常で発生すると思われる経年劣化での商品の消耗、劣化、変色等
9. 機能上支障の無い音、振動、臭い、色合等の感覚的現象
10. 注意書きを無視した行為による故障・損壊・事故等
11. 本来の使用目的以外の用途に使用したり異なる使用方法を行った場合の故障・損壊・事故等
12. 正常な取り扱い手順を踏まない誤操作による故障・損壊・事故等
13. 法的な正規の手続きを踏まないで設置された設備
14. 当該設備に関連して発生した二次災害及び補償費用（間接災害、休業補償等）
15. 次項［お客様の遵守事項］を励行しないことによる故障・損壊・事故等

■お客様の遵守事項
常に最良の状態で安全にご使用いただき、かつ十分な保証を受けられるよう、次の事項を励行してください。
1. 取扱説明書に従って正しくお取扱いください。
2. 定期保守、点検を必ず実施し、記録を保管してください。
3. 万一トラブルが発生した時は、最寄の弊社営業所、事業所へご連絡ください。また、原因究明と迅速な復旧をはかるため、極力現場保全と状況記録をされるようお願いいたします。

■その他
故障、損壊の原因が明確でない場合は、お客様と弊社の双方にて協議を行うものとさせていただきます。
保証期間経過後に発生した故障、不具合等の調整、修理、部品の交換は有償とさせていただきます。

UNITIKA ユニチカ設備技術株式会社
SETSUBI

本　社・西部営業所　〒611-8555　京都府宇治市宇治戸ノ内5　TEL 0774-25-2113　FAX 0774-25-2354
中部営業所　〒444-8511　愛知県岡崎市日名北町4-1　TEL 0564-22-8468　FAX 0564-22-1721
東京営業所　〒103-8321　東京都中央区日本橋室町3-4-4　JPビル　TEL 03-3246-7553　FAX 03-3246-7516
ホームページ　http://www.unitika.co.jp/upec/

※改良のため予告なく仕様を変更することがあります。また、製品とカタログの色は多少異なる場合があります。

初版 2012年6月